

中国の合併会社の合併契約は、
定款よりも優先する？

中国の合併会社の合併契約・定款 ～ 《外商投資法》 施行後における変化への対応

2021年6月

投資後に思惑違いが判明しても、
買戻し請求はできない？

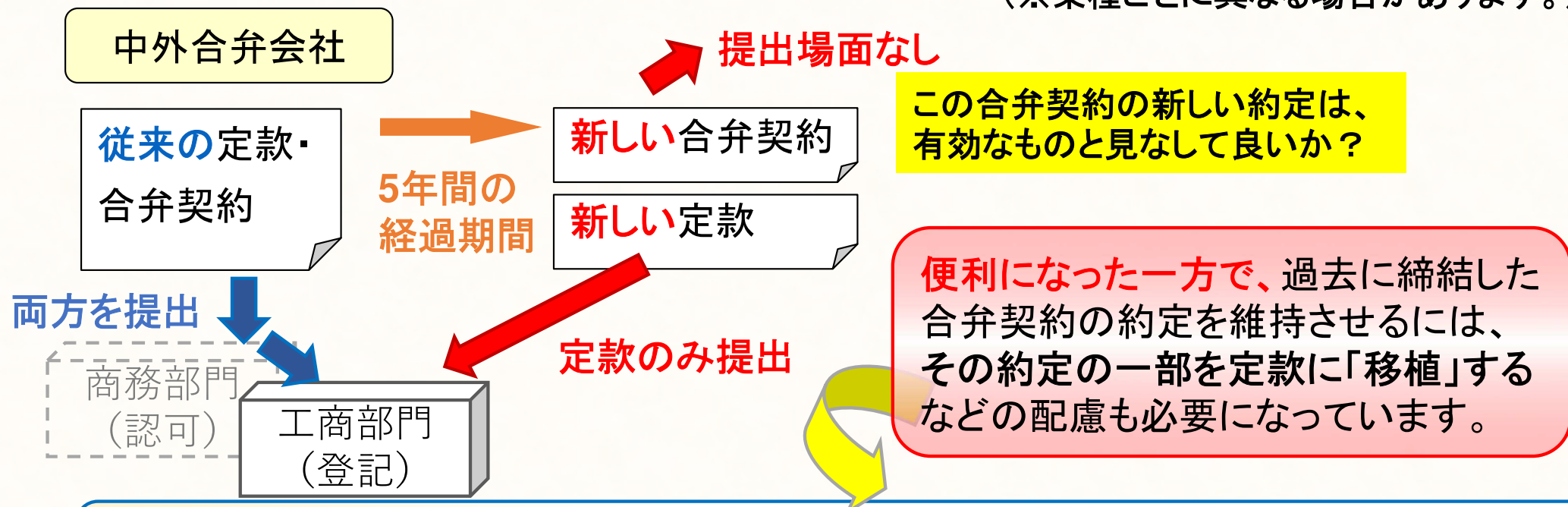
弁護士法人キャストグローバル
弁護士・中小企業診断士 金藤 力

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

中国の合併会社では、定款と合併契約、どちらが優先？

■ 合併契約は、行政手続上は提出不要な場面も多くなっています

(※業種ごとに異なる場合があります。)



- 単に法令・通達の規定を見るだけでなく、実際の手続における経験も踏まえて、行政手続上の必要性和、当事者間での契約・合意の目的、その両方を満たします。

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

投資後に思惑違いが判明しても、買戻請求はできない？

中国における合併契約や定款の自由度は、過去に比べて格段に増しています。

例えば、こんなときに

投資契約書

〇〇株式会社
▲▲有限公司



- ✓ 〇〇株式会社は、中国企業●●有限公司に出資することを決定し、●●有限公司への投資に関する契約を締結した。
- ✓ 〇〇株式会社は、**事前に▲▲有限公司から示された事業計画を基に投資を決定したので**、事業計画が大幅に未達の場合は「投資を中止して投資額を回収できる」との約定を盛り込んだ。

以前は審査認可の段階で政府機関から修正要求を受けることがありましたが、**現在では《会社法》その他の法令に反しない限り、当事者間で協議できます。**

- 関連する事例などの分析を基に、**法的有効性のみならず、手続遂行の難易度も考慮して、法令・実務の変化に対応した内容へのアレンジをお手伝いします。**

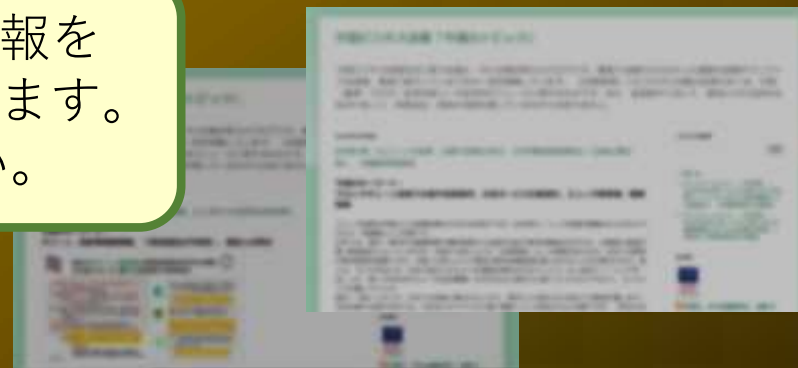
弁護士が語る 中国ビジネスの現場

弁護士・中小企業診断士
金藤 力

中国法務 診断

検索

ブログでも最新情報を
一部ご紹介しています。
是非ご覧ください。



弁護士法人キャストグローバル 大阪事務所
パートナー・大阪事務所代表

弁護士/中小企業診断士 金藤 力

E-mail : kanefuji@castglobal-law.com

Tel : 06-4706-0780 (代表)

Webサイト (キャスト中国ビジネス) :
<http://www.cast-china.biz/>